

国 官 会 第 9 8 9 号
国 地 契 第 6 4 号
平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

指名業者名の事後公表について

今般、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 2 9 日付け総務省、財務省、国土交通省告示第 1 号。以下「適正化指針」という。）の一部改正が閣議決定され、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとされたところである。

また、国土交通省においても、昨年、「入札談合の再発防止対策について」（平成 1 7 年 7 月 2 9 日付け国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会。以下「再発防止対策」という。）を取りまとめ、その具体的措置の一環として指名業者名の事後公表の推進が掲げられたことを踏まえ、「指名業者名の事後公表の推進について」（平成 1 7 年 8 月 2 9 日付け国地契第 4 4 号、国官技第 1 0 2 号、国営計第 6 1 号）に基づき、指名業者名等の事後公表の試行を行ってきたところである。

今般、本省において同試行結果を検証したところ、特に問題は認められなかったため、適正化指針及び再発防止対策に従って、指名業者名等については事前公表から事後公表に移行することとし、関係通知を下記のとおり改正することとしたので、遺憾のなきよう措置されたい。

なお、「指名業者名の事後公表の推進について」（平成 1 7 年 8 月 2 9 日付け国地契第 4 4 号、国官技第 1 0 2 号、国営計第 6 1 号）は、廃止する。

記

第 1 . 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け国官会第 1 4 2 9 号、国官地第 2 6 号）の別紙の一部を次のように改正する。

1 (8) 中「に規定する」を「又は「一般競争入札方式の拡大について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 0 号。以下「一般競争拡大通達」という。）6 又は「一般競争入札方式の拡大について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国港総第 2 3 4 号。以下「一般競争拡大通達」という。）6 に規定する」に改める。

1 (9) 中「「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」」を「「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」」に、「国官地 2 8 号」を「国官地第 2 8 号」に改める。

1 (1 1) 中「「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(昭和 5 1 年 3 月 1 9 日付け建設省会発第 2 4 8 号)第 1 又は「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準及びその取扱いに関する事務連絡について(依命通達)」(平成 6 年 5 月 2 0 日付け官会第 1 2 3 2 号)(以下、「低入札事務手続通達」という。)第 1 」を「「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」(平成 1 6 年 6 月 1 0 日付け国官会第 3 6 7 号)2 」に改める。

1 (1 2) 中「「地方建設局会計事務取扱細則」(昭和 5 5 年 3 月 3 1 日建設省会第 3 号。)」を「「地方整備局会計事務取扱標準細則」(平成 1 4 年 3 月 2 8 日付け国官会第 4 1 3 6 号。)」に改める。

1 (1 3) 中「「公募型指名競争入札方式の手続について」(平成 6 年 6 月 2 1 日付け建設省厚発第 2 6 4 号、建設省技調発第 1 3 2 号)3 又は「工事に係る公募型指名競争入札の実施について」(平成 6 年 9 月 3 0 日付け港管第 2 2 1 3 号)3 及び「工事希望型指名競争入札方式の手続きについて」(平成 7 年 3 月 2 2 日付け建設省厚契発第 1 2 号、建設省技調発第 4 6 号)」を「「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 2 号、国官技第 1 3 8 号、国営計第 8 6 号)又は「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国港総第 2 3 9 号、国港建第 1 3 3 号)」に改める。

3 (1) 中「「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」」を「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」」に改める。

3 (1) 中「低入札事務手続通達」を「「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 1 6 年 6 月 1 0 日付け国官会第 3 6 8 号。以下「低入札事務手続通達」という。))」に改める。

3 (1) 中「、「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」(平成 6 年 5 月 2 0 日付け官会第 1 1 8 6 号)」を削る。

3 (1) 中「国官技第 8 1 号」の次に「、国営計第 6 7 号」を加える。

3 (1) 中「「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」」を「「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」」に、「「地方建設局工事技術検査要領」」を「「地方整備局工事技術検査要領」」に改め、「「中間技術検査実施細則」(平成 7 年 3 月 2 8 日建設省技調発第 6 2 号)」を削り、「「地方建設局土木工事検査技術基準(案)」」を「「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」」に改め、「建設省技調発第 7 1 号)」の次に「、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成 1 8 年 3 月 3 1 日付け国官技第 2 8 3 号)」を加える。

3 (1) 中「(平成 6 年 3 月 3 0 日付け建設省厚発第 1 2 4 号)」を「(平成 1 5 年 3 月 1 0 日付け国地契第 9 2 号)」に改める。

3 (1) 中「(平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日付け建設省厚契発第 4 3 号、建設省技調発第 1 7 0 号、建設省営計発第 1 3 6 号)」を「(平成 1 5 年 5 月 2 6 日付け国地契第 3 0 号、国官技第 5 7 号、国営計第 4 5 号)」に改める。

3 (2) 中「記 1 0 」を「1 0 及び一般競争拡大通達 9 」に改める。

3 (2) 口)中「(調査の実施)」を削り、「概要」の次に「(低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。))」を加える

3 (2) 八)中「第 6 」を「第 7 」に改める。

3 (2) 二)中「第 7 」を「第 8 」に改める。

3 (2) 中「(財務大臣との協議結果)」を削る。

3 (2) 中「競争参加資格」を「一般競争実施通達に基づく一般競争に付し

た場合は、競争参加資格」に改め、「回答の書面」の次に「、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面」を加える。

3 (2) 中「標準様式」の次に「例」を加える。

3 (3) を削る。

3 (3) 中「指名の理由」を「指名業者の選定過程」に改め、3 (3) を3 (3) とし、3 (3) として次のように加える。

工事の名称及び種別、入札予定年月日並びに等級区分

3 (3) 口)中「(調査の実施)」を削る。

3 (2) 八)中「第6」を「第7」に改める。

3 (2) 二)中「第7」を「第8」に改める。

3 (2) へ)中「に規定する」を「の規定による」に改める。

3 (4) 中「前記」を「上記」に改める。

3 (1) を次のように改める。

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)、
「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施について」(平成18年5月1日付け国港総第111-2号、国港建第35-2号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))

3 (1) 中「入札監視委員会通達」の次に「、「入札監視委員会の運営上の留意点について」(平成13年3月30日付け国港管第559号、国港建第115号)」を加える。

3 (1) 中「職業等」を「職業」に改める。

3 (1) 中「「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成6年6月22日付け港管第1369号)」を「「公正入札調査委員会の設置等について」(平成15年3月28日付け国港管第1199号)」に改める。

3 (1) 中「(平成11年12月21日付け港管第2270号)」を「(平成15年9月16日付け国港管第559号、国港建第105号)」に改める。

3 (2) 中「記10の規定により」を「10及び一般競争拡大通達9の規定により、」に改める。

3 (2) 口)中「(調査の実施)」を削る。

3 (2) へ)中「に規定する」を「の規定による」に改める。

3 (2) 中「競争参加資格」を「一般競争実施通達に基づく一般競争に付した場合は、競争参加資格」に改め、「回答の書面」の次に「、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面」を加える。

3 (2) 中「標準様式」の次に「例」を加える。

3 (3) を削る。

3 (3) を3 (3) とし、3 (3) として次のように加える。

工事の名称及び種別、入札予定年月日並びに等級区分

3 (3) 口)中「(調査の実施)」を削る。

3 (3) へ)中「に規定する」を「の規定による」に改める。

4 (1)中「 から 」を「 から まで」に、「 」を「3 (1) 」に、「職業等」を「職業」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

4 (2)中「3 (2) から 」を「3 (2) から まで」に改める。

4 (3)中「3 (3) 及び 」を「3 (3) 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) から 並びに 」を「3 (3) から まで及び 」に改める。

4 (4)中「3 (4) から 」を「3 (4) 」に、「速やかに 」を「速やかに、 」に改める。

4 (1)中「 から 」を「 から まで」に改め、「以降速やかに公表するものとする。」の次に「また、当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。」を加え、「 」を「3 (1) 」に、「職業等については」を「職業は、」に、「及び」を「開催後速やかに、また、」に改め、「変更のあった」の次に「場合には、その」を加え、「審議の概要」を「、審議の概要等」に、「当該入札監視委員会」を「、当該審議のあった入札監視委員会」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

4 (2)中「3 (2) から 」を「3 (2) から まで」に改める。

4 (3)中「3 (3) 及び 」を「3 (3) 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) から 並びに 」を「3 (3) から まで及び 」に改める。

5 (1)中「 」を「3 (1) 」に改める。

5 (2)中「 から 」を「 から まで」に、「 から 並びに3 (4) から 」を「 から まで並びに3 (4) から まで」に改める。

5 (1)中「 」を「3 (1) 」に、「原則として」を「当該」に改める。

5 (2)中「 から 」を「 から まで」に、「 から まで並びに3 (4) から 」を「 から まで並びに3 (4) から まで」に、「利用し」を「利用して」に改める。

6 (1)イ)中「3 (1) から 」を「3 (1) から まで」に、「、及び各工事事務所」を「及び各事務所」に改める。

6 (1)ロ)中「 」を「3 (1) 」に改める。

6 (1)ハ)中「 」を「3 (1) 」に改める。

6 (2)イ)を次のように改める。

イ)3 (2) から まで、(3) から まで及び(4) から までは、支出負担行為担当官(以下「本官」という。)の発注する工事については、本局総務部契約課、また、分任支出負担行為担当官(以下「分任官」という。)の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ただし、3 (2) (一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。)、(3) 及び(4) の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

6 (2)ロ)を次のように改める。

ロ)3 (2) 及び、(3) 及び 並びに(4) 及び は、本官の発注する工事については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

6 (2)ハ)及び二)を削る。

6 (2)中「ただし、3 (3) 及び (4) は、再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課において、公表するものとする。」を削る。

6 (1)イ)中「3 (1) から 」を「3 (1) から まで」に、「各工事事務所」を「各事務所」に改める。

6 (1)ロ)中「 」を「3 (1) 」に改める。

6 (1)ハ)中「 」を「3 (1) 」に改める。

6 (2)イ)を次のように改める。

イ)3 (2) から まで、(3) から まで及び(4) から までは、本官の発注する工事については、本局総務部経理調達課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ただし、3 (2) (一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。)、(3) 及び(4) の再苦情処理に係るものについては、本局総務部経理調達課。

6 (2)ロ)を次のように改める。

ロ)3 (2) 及び、(3) 及び 並びに(4) 及び は、本官の発注する工事については、本局港湾事業課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

6 (2)ハ)及びニ)を削る。

6 (2)中「ただし、3 (3) 及び (4) は、再苦情処理に係るものについては、本局総務部経理調達課等において、公表するものとする。」を削る。

7 (1)中「 から 」を「3 (1) から まで」に、「 」を「3 (1) 」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

7 (2)中「3 (2)から (4)」を「3 (2)から(4)まで」に改める。

7 (1)中「 から 」を「3 (1) から まで」に、「 」を「3 (1) 」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

7 (2)中「3 (2)から (4)」を「3 (2)から(4)まで」に、「よろうとした場合」を「よることとした場合」に、「翌年度」を「その翌年度」に改める。

様式3を削る。

第2.「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号)の別紙の一部を次のように改正する。

1(9)中「地方整備局会計事務取扱細則」を「地方整備局会計事務取扱標準細則」に改める。

3 (1) 中「「地方建設局請負測量作業監督技術基準(案)について」」を「「地方整備局請負測量作業監督技術基準(案)について」」に、「「地方建設局請負測量作業検査技術基準(案)について」」を「「地方整備局請負測量作業検査技術基準(案)について」」に改める。

3 (1) 中「(平成6年3月30日付け建設省厚発第124号)」を「(平成15年3月10日付け国地契第92号)」に改める。

3 (2) を3 (2) とし、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) 中「上記 ロ)」を「上記 ロ)」に改め、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) から までを順次繰り下げ、3 (2) 中「付そうとした」を「付した」に改め、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) として次のように加える。

業務の名称、業種区分及び入札予定年月日

3 (3) を3 (3) とし、3 (3) を3 (3) とし、3 (3) 中「上記 」を「上記 」に改め、3 (3) を3 (3) とし、3

(3) から までを順次繰り下げ、3 (3) として次のように加える。

業務の名称及び業種区分

3 (2) を3 (2) とし、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) 中「上記」を「上記」に改め、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) から までを順次繰り下げ、3 (2) 中「付そうとした」を「付した」に改め、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) を3 (2) とし、3 (2) として次のように加える。

業務の名称、業種区分及び入札予定年月日

3 (3) を3 (3) とし、3 (3) を3 (3) とし、3 (3) 中「上記」を「上記」に改め、3 (3) を3 (3) とし、3 (3) から までを順次繰り下げ、3 (3) として次のように加える。

業務の名称及び業種区分

4 (1) 中「 から 、 」を「 から まで並びに」に、「 」を「3 (1) 」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

4 (2) 中「3 (2) 及び 」を「3 (2) 」に改め、「指名通知後」の次に「(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後)」を加え、「3 (2) 」を「3 (2) 、 及び 」に、「3 (2) から 並びに 」を「3 (2) から まで及び 」に、「3 (2) 及び 」を「3 (2) 及び 」に、「3 (2) 」を「3 (2) 」に、「3 (2) 」を「3 (2) 」に改める。

4 (3) 中「3 (3) 及び は、選定通知後」を「3 (3) は、それを定めた後(標準プロポーザルに付した場合には選定通知後)」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) から まで」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 」に改める。

4 (1) 中「 から 、 」を「 から まで並びに」に、「 」を「3 (1) 」に、「 」を「3 (1) 」に改める。

4 (2) 中「3 (2) 及び 」を「3 (2) 」に改め、「指名通知後」の次に「(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後)」を加え、「3 (2) 」を「3 (2) 、 及び 」に、「3 (2) から 及び 」を「3 (2) から まで及び 」に、「3 (2) 及び 」を「3 (2) 及び 」に、「3 (2) 」を「3 (2) 」に、「3 (2) 」を「3 (2) 」に改める。

4 (3) 中「3 (3) 及び は、選定通知後」を「3 (3) は、それを定めた後(標準プロポーザルに付した場合には選定通知後)」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) から まで」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) 及び 」を「3 (3) 及び 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 」に、「3 (3) 」を「3 (3) 」に改める。

5 (1) 中「 及び 」を「3 (1) 及び 」に改める。

5 (2) 中「3 (2) 、 、 及び から 並びに3 (3) 、 、 及び から 並びに3 (4) から 」を「3 (2) から まで、 、 及び から まで、3 (3) から まで及び から まで並びに3 (4) から まで」に、「3 (2) 及び 並びに3 (3) 」を「3 (2) 」

(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) 及び 、 3 (3) (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び 」に改め、「入札情報サービス (P P I) 」の次に「を利用してインターネット」を加える。

5 (1) 中「 及び 」を「 3 (1) 及び 」に改める。

5 (2) 中「 3 (2) 、 、 及び から 並びに 3 (3) 、 、 及び から 並びに 3 (4) から 」を「 3 (2) から まで、 、 及び から まで、 3 (3) から まで及び から まで並びに 3 (4) から まで」に、「 3 (2) 及び 並びに 3 (3) 」を「 3 (2)

(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) 及び 、 3 (3) (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び 」に、「公表する」を「インターネットにより公表する」に改める。

6 中「 5 」を「上記 5 」に改める。

6 (1) イ) 中「 3 (1) から 、 」を「 3 (1) から まで並びに、 」に改める。

6 (2) イ) 中「 3 (2) から 、 3 (3) から 及び 3 (4) から 」を「 3 (2) から まで、 3 (3) から まで及び 3 (4) から まで」に、「 3 (2) 、 3 (3) 」を「 3 (2) 、 3 (3) 」に改める。

6 (2) ロ) 中「 3 (2) 及び 並びに 3 (3) 及び 」を「 3 (2) 及び 、 3 (3) 及び 」に改める。

6 中「 5 」を「上記 5 」に改める。

6 (1) イ) 中「 3 (1) から 」を「 3 (1) から まで」に、「各工事事務所」を「各事務所」に改める。

6 (2) イ) 中「 3 (2) から 、 3 (3) から 及び 3 (4) から 」を「 3 (2) から まで、 3 (3) から まで及び 3 (4) から まで」に改める。

6 (2) ロ) 中「 3 (2) 及び 並びに 3 (3) 及び 」を「 3 (2) 及び 、 3 (3) 及び 」に改める。

7 (1) イ) 中「 3 (1) から 、 」を「 3 (1) から まで並びに」に改める。

7 (2) 中「 3 (2) から (4) 」を「 3 (2) から (4) まで」に改める。

7 (1) イ) 中「 3 (1) から 、 」を「 3 (1) から まで並びに」に改める。

7 (2) 中「指名競争によることとした場合」を「指名競争に付した場合」に、「 3 (2) から (4) 」を「 3 (2) から (4) まで」に改める。

第 3 . 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1430 号、国官地第 28 号)の一部を次のように改正する。

「「公募型指名競争入札方式の手続について」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 264 号、建設省技調発第 132 号)、「工事における公募型指名競争入札の実施について」(平成 6 年 9 月 30 日付け港管第 2213 号)、「工事希望型指名競争入札方式の手続について」(平成 7 年 3 月 22 日付け建設省厚契発第 12 号、建設省技調発第 46 号)、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成 6 年

3月31日付け建設省総監発第12号)、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成6年9月30日付け港管第2211号)を「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)、「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国港総第234号)、「工事希望型競争入札方式の手続について」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号)、「工事希望型競争入札方式の手続について」(平成17年10月7日付け国港総第239号、国港建第133号)、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号)、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月30日付け国港管第556号)に改める。

記第1第1項(1)を次のように改める。

(1)一般競争入札方式によった工事(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる工事を除く。以下同じ。)

記第1第1項(2)中「工事希望型指名競争入札方式」を「工事希望型競争入札方式」に改める。

記第1第1項(4)中「上記(1)及び(2)並びに」及び「工事又は」を削る。

記第1第2項中「(平成7年12月8日条約第23号)」を削る。

記第2第1項中「非指名理由等」を「理由」に、「公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式」を「一般競争入札方式(政府調達に関する協定の適用対象工事に係るものを除く。以下同じ。)」において、競争参加資格の確認申請を行った者のうち当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知するものとする。また、工事希望型競争入札方式に、「指名しなかった」を「競争参加を認めなかった」に改め、「(以下「非指名理由」という。)」を削り、「また、標準プロポーザル方式」を「さらに、標準プロポーザル方式」に改める。

記第2第2項(1)を次のように改める。

(1)一般競争入札方式

記第2第2項(1)イを次のように改める。

イ 競争参加資格の確認申請を行った者のうち、地方整備局長等により競争参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。」

記第2第2項(2)を次のように改める。

(2)工事希望型競争入札方式

記第2第2項(2)イ中「非指名理由」を「競争参加を認めなかった理由」に改める。

記第2第2項(2)ロに次のように加える。

ハ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

記第2第2項(4)中「工事種別又は」を削り、「参加できる者」を「参加する者」に、「非指名理由」を「指名されなかった理由」に改める。

記第2第3項中「(様式自由)」の次に「ただし、記第2のうち2(1)イ及びロ、2(2)イ及びハ並びに2(3)に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入

札システムにより、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。」を加える。

記第2第3項(4)を記第2第3項(5)とする。

記第2第3項(3)中「2(1)ロ」の次に「及び2(2)ハ」を加え、「起算してから」を「起算して」に改め、記第2第3項(3)を記第2第3項(4)とする。

記第2第3項(2)中「特定業者名の公表を行った日」を「非特定理由の通知をした日」に、「選定業者名」を「業務の名称」に改め、記第2第3項(2)を記第2第3項(3)とする。

記第2第3項(1)中「2(1)イ、2(2)イ及びロ、並びに2(4)」を「2(2)イ」に、「指名業者名の公表を行った日」を「競争参加を認めなかった理由の通知をした日」に、「起算してから5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))」を「起算して5日(休日)」に改め、「以内。」の次に「また、記第2のうち2(2)ロ及び2(4)に掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が工事又は業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内。」を加え、記第2第3項(1)を記第2第3項(2)とする。

記第2第3項(1)として次のように加える。

記第2のうち2(1)イに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が競争参加資格がないと認めた理由の通知の期限の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内。

記第2第4項中「書面」の次に「記第2のうち2(1)イ及びロに掲げる苦情にあつては、原則として電子入札システム。」を加える。

記第2第6項(1)中「公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式」を「一般競争入札方式、工事希望型競争入札方式」に、「技術資料作成要領」を「入札説明書」に、「技術資料作成要領等」を「入札説明書等」に改める。

記第2第6項(2)中「公募型指名競争入札方式」を「一般競争入札方式及び工事希望型競争入札方式」に、「技術資料作成要領等」を「入札説明書等」に改め、「2(1)ロ」の次に「及び2(2)ハ」を加える。

記第2第6項(3)中「工事希望型指名競争入札方式」を「工事希望型競争入札方式」に改める。

記第2第7項中「1から4」を「1から4まで」に改める。

記第2第7項(1)中「2(1)、2(2)イ及び」を「2(1)イ及びロ、2(2)イ及びハ並びに」に、「技術資料作成要領等」を「入札説明書等」に改める。

記第2第8項中「書面」の次に「(電子入札システムにより提出されたものを含む。)」を加える。

記第3第3項中「各委員会」を「委員会」に改める。

記第3第4項中「申立て後」を「申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して」に改める。

附 則

- 1 本通達は、平成18年10月23日から施行する。

- 2 本通達の施行前に指名業者名等の事前公表を行った場合における当該指名競争入札等に係る情報の公表、苦情処理の手続については、なお従前の例による。

○工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国地契第26号)(抄)

改 正 案	現 行
(別紙) 1 定義 (1)～(7) (略) (8) この通達において、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号。以下「一般競争実施通達」という。)6又は「一般競争入札の実施について」(平成6年6月22日付け港管第1385号。以下「一般競争実施通達」という。)6 <u>及び「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号。以下「一般競争拡大通達」という。)6又は「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国港総第234号。以下「一般競争拡大通達」という。)6に規定する</u>申請書及び資料をいう。 (9) この通達において、「苦情処理回答書面」とは、<u>「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」</u>(平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号。以下「苦情処理通達」という。)記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。 (10) (略) (11) この通達において「調査基準価格」とは、<u>「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)2</u>の規定により算出する調査基準価格をいう。 (12) この通達において、「入札調書等」とは、<u>「地方整備局会計事務取扱標準細則」(平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。)</u>別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」(平成6年6月22日付け港管第1368号)別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。	(別紙) 1 定義 (1)～(7) (略) (8) この通達において、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号。以下「一般競争実施通達」という。)6又は「一般競争入札の実施について」(平成6年6月22日付け港管第1385号。以下「一般競争実施通達」という。)6 <u>に規定する</u>申請書及び資料をいう。 (9) この通達において、「苦情処理回答書面」とは、<u>「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」</u>(平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号。以下「苦情処理通達」という。)記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。 (10) (略) (11) この通達において「調査基準価格」とは、<u>「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(昭和51年3月19日付け建設省会発第248号)第1又は「予算決算及び会計令第85条の基準及びその取扱いに関する事務連絡について(依命通達)」(平成6年5月20日付け官会第1232号)(以下、「低入札事務手続通達」という。)</u>第1の規定により算出する調査基準価格をいう。 (12) この通達において、「入札調書等」とは、<u>「地方建設局会計事務取扱細則」(昭和55年3月31日建設省会第3号。以下「細則」という。)</u>別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」(平成6年6月22日付け港管第1368号)別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。

(13) この通達において、「技術資料」とは「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号)又は「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成17年10月7日付け国港総第239号、国港建第133号)に規定する技術資料をいう。

(14) (略)

2 (略)

3 公表の内容

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

、 (略)

選定要領第16(指名基準)、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成5年5月31日建設省厚発第177号)中別紙(指名基準の運用基準)、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1)、指名停止措置要領、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成3年5月18日付け建設省厚発第172号)、各地方整備局ごとに定めている工事故に係る指名停止措置期間運用基準

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)、低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について(平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))

苦情処理通達

入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)

(略)

「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)、「地方整備局工事技術検査要領」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)、「土木工事監督技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「営繕工事監督技術基準(案)」(昭和61年6月20日付け建設省営監発第24

(13) この通達において、「技術資料」とは「公募型指名競争入札方式の手続きについて」(平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号)3又は「工事に係る公募型指名競争入札の実施について」(平成6年9月30日付け港管第2213号)3及び「工事希望型指名競争入札方式の手続きについて」(平成7年3月22日付け建設省厚契発第12号、建設省技調発第46号)に規定する技術資料をいう。

(14) (略)

2 (略)

3 公表の内容

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

、 (略)

選定要領第16(指名基準)、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成5年5月31日建設省厚発第177号)中別紙(指名基準の運用基準)、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1)、指名停止措置要領、「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成3年5月18日付け建設省厚発第172号)、各地方整備局ごとに定めている工事故に係る指名停止措置期間運用基準

低入札事務手続通達、「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」(平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))

苦情処理通達、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年5月20日付け官会第1186号)

入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号)

(略)

「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)、「地方建設局工事技術検査要領」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)、「中間技術検査実施細則」(平成7年3月28日建設省技調発第62号)、「土木工事監督技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「営繕工

号)、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月31日付け国官技第283号)、「営繕工事検査技術基準(案)」(昭和62年4月22日付け建設省営監発第9号)、「監督技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「検査技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号)」、
(略)

「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成15年3月10日付け国地契第92号)別添2(談合情報対応マニュアル)

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年6月1日付け厚発第176号)、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」(平成15年5月26日付け国地契第30号、国官技第57号、国営計第45号)、「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」(平成9年9月19日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第160号、建設省営計発第83号)

(2) 一般競争に付した場合

、
(略)

一般競争実施通達10及び一般競争拡大通達9の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式2)

、
(略)

イ) (略)

ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。) (標準様式例4)

ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面

ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面

ホ)、ヘ) (略)

ただし、ホ)及びヘ)については、次順位者を落札者とした場合に限る。

(略)

総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由(標準様式例5)

事監督技術基準(案)」(昭和61年6月20日付け建設省営監発第24号)、「地方建設局土木工事検査技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「営繕工事検査技術基準(案)」(昭和62年4月22日付け建設省営監発第9号)、「監督技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「検査技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号)」、
(略)

「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成6年3月30日付け建設省厚発第124号)別添2(談合情報対応マニュアル)

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年6月1日付け厚発第176号)、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」(平成11年10月20日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第170号、建設省営計発第136号)、「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」(平成9年9月19日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第160号、建設省営計発第83号)

(2) 一般競争に付した場合

、
(略)

一般競争実施通達記10の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式2)

、
(略)

イ) (略)

ロ) 低入札事務手続通達第4(調査の実施)に規定する調査の結果の概要(標準様式例4)

ハ) 低入札事務手続通達第6に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面

ニ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約審査委員の意見を記載した書面

ホ)、ヘ) (略)

ただし、ホ)及びヘ)については、次順位者を落札者とした場合に限る。

(略)

総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由(財務大臣との協議結果)、落札者決定基準及び落札理由(標準様式例

一般競争実施通達に基づく一般競争に付した場合は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

次に掲げる契約の内容（標準様式例 6 - 1）

イ）、ロ）（略）

～（略）

(3) 指名競争に付した場合

― 工事の名称及び種別、入札予定年月日並びに等級区分

― 指名業者名及び指名業者の選定過程（標準様式例 7）

、（略）

イ）（略）

ロ）低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）

ハ）低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面

二）低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面

ホ）（略）

ヘ）同令第 8 9 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。

～（略）

(4) 随意契約によることとした場合

～（略）

契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記 イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 6 - 2）

、（略）

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

5)

競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

次に掲げる契約の内容（標準様式 6 - 1）

イ）、ロ）（略）

～（略）

(3) 指名競争に付した場合

― 指名業者名及び指名の理由（標準様式例 7）

― 公募型指名競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項（様式 3）

イ）技術資料を提供した業者名

ロ）指名されなかった業者名

ハ）指名されなかった理由

、（略）

イ）（略）

ロ）低入札事務手続通達第 4（調査の実施）に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）

ハ）低入札事務手続通達第 6 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面

二）低入札事務手続通達第 7 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面

ホ）（略）

ヘ）同令第 8 9 条に規定する国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。

～（略）

(4) 随意契約によることとした場合

～（略）

契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の前記 イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 6 - 2）

、（略）

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

～ (略)

「予算決算及び会計令第 5 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号。以下「低入札事務手続通達」という。)、「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施について」(平成 18 年 5 月 1 日付け国港総第 111-2 号、国港建第 35-2 号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))

(略)

入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運営上の留意点について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国港管第 559 号、国港建第 115 号)

入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例 2-1、標準様式例 2-2)

～ (略)

「公正入札調査委員会の設置等について」(平成 15 年 3 月 28 日付け国港管第 1199 号)別添 2(談合情報対応マニュアル)

「港湾建設局直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和 63 年 12 月 27 日付け港管第 4087 号)、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」(平成 15 年 9 月 16 日付け国港管第 559 号、国港建第 105 号)、「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」(平成 9 年 10 月 1 日付け港管第 2253 号、港建第 825 号)

(2) 一般競争に付した場合

、 (略)

一般競争実施通達 10 及び 一般競争拡大通達 9 の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式 2)

、 (略)

イ) (略)

ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要(標準様式例 4)

ハ)～ホ) (略)

ヘ) 同令第 89 条 の規定による 国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ) 及びヘ) については、次順位者を落札者とした場合に限る

、 (略)

一般競争実施通達に基づく一般競争に付した場合は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、

(1) 通則的事項

～ (略)

低入札事務手続通達

(略)

入札監視委員会通達

入札監視委員会における委員の氏名及び職業等、審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例 2-1、標準様式例 2-2)

～ (略)

「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成 6 年 6 月 22 日付け港管第 1369 号)別添 2(談合情報対応マニュアル)

「港湾建設局直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和 63 年 12 月 27 日付け港管第 4087 号)、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」(平成 11 年 12 月 21 日付け港管第 2270 号)、「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」(平成 9 年 10 月 1 日付け港管第 2253 号、港建第 825 号)

(2) 一般競争に付した場合

、 (略)

一般競争実施通達 記 10 の規定により一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式 2)

、 (略)

イ) (略)

ロ) 低入札事務手続通達第 4 (調査の実施) に規定する調査の結果の概要(標準様式例 4)

ハ)～ホ) (略)

ヘ) 同令第 89 条 に規定する 国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ) 及びヘ) については、次順位者を落札者とした場合に限る。

、 (略)

競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

次に掲げる契約の内容（標準様式例 6 - 1）

イ）、ロ） （略）

～ （略）

(3) 指名競争に付した場合

― 工事の名称及び種別、入札予定年月日並びに等級区分

― 指名業者名及び指名業者の選定過程（標準様式例 7）

、 （略）

イ） （略）

ロ） 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）

ハ）～ホ） （略）

ヘ） 同令第 8 9 条 の規定による 国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る

～ （略）

(4) （略）

4 公表の時期

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 （1）の から まで並びに 、 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 （1） のうち委員の氏名及び職業は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 （1） は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

次に掲げる契約の内容（標準様式 6 - 1）

イ）、ロ） （略）

～ （略）

(3) 指名競争に付した場合

― 指名業者名及び指名業者の選定過程（標準様式例 7）

― 公募型指名競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項

イ）技術資料を提出した者

ロ）指名されなかった者

ハ）非指名理由

、 （略）

イ） （略）

ロ） 低入札事務手続通達第 4 (調査の実施)に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）

ハ）～ホ） （略）

ヘ） 同令第 8 9 条 に規定する 国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。

～ （略）

(4) （略）

4 公表の時期

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 （1）の から並びに 、 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

― のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

― は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争に付した場合

3 (2) 及び のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 (2) 、 及び は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から まで並びに のうち落札理由並びに は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 (3) は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (3) のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 (3) から まで及び は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 (4) 及び は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。

3 (4) 及び は、回答書面の発信後速やかに、 は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (4) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1) の から まで並びに 、 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、既に定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また、当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 (1) のうち委員の氏名及び職業は、毎年度当初の委員会開催後

(2) 一般競争に付した場合

3 (2) 及び のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 (2) 、 及び は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から 並びに のうち落札理由並びに は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 (3) 及び は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (3) のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 (3) から 並びに は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 (4) から 及び は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。

3 (4) 及び は、回答書面の発信後速やかに は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (4) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1) の から 並びに 、 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、既に定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。

のうち委員の氏名及び職業等については毎年度当初の委員会及び委員

速やかに、また、委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 (1) は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争に付した場合

3 (2) 及び のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 (2) 、 及び は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から まで並びに のうち落札理由並びに は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 (3) は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (3) のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 (3) から まで及び は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) (略)

5 公表の方法

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 (1) 及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

の変更のあった直近の委員会の開催後速やかに、また審議の概要については当該入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 (1) は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争に付した場合

3 (2) 及び のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 (2) 、 及び は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から 並びに のうち落札理由並びに は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 (3) 及び は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (3) のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 (3) から 並びに は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) (略)

5 公表の方法

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 (1) 及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から まで並びに 3 (3) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から まで並びに 3 (4) から までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (3) 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (4) は、「入札情報サービス (PPI)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(注)「入札情報サービス (PPI)」とは、財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのことである。

各地方整備局 (港湾空港関係事務に限る。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法 (閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

3 (1) 及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から まで並びに 3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から まで並びに 3 (4) から までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (3) 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (4) は、「入札情報サービス (PAS)」を 利用して インターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

6 公表の場所

各地方整備局 (港湾空港関係事務に限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から 並びに 3 (3) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から 並びに 3 (4) からは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (3) 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (4) は、「入札情報サービス (PPI)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(注)「入札情報サービス (PPI)」とは、財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのことである。

各地方整備局 (港湾空港関係事務に限る。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法 (閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

及び については、原則として閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から 並びに 3 (2) 、 、 及び (調査基準価格を除く)並びに から 並びに 3 (4) からは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (3) 並びに のうち調査基準価格並びに 及び 3 (4) は、「入札情報サービス (PAS)」を 利用し インターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

6 公表の場所

各地方整備局 (港湾空港関係事務に限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別

に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 (1) から まで並びに、及び については、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課及び各事務所の担当課

ロ) 3 (1) 及び は、本局総務部契約課

ハ) 3 (1) については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 (2) から まで、(3) から まで及び(4) から まででは、支出負担行為担当官(以下「本官」という。)の発注する工事については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官(以下「分任官」という。)の発注する工事については、各事務所の契約担当課。
ただし、3 (2) (一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。)、(3) 及び(4) の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ) 3 (2) 及び、(3) 及び 並びに(4) 及び は、本官の発注する工事については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

(削除)

(削除)

(削除)

各地方整備局(港湾空港関係事務に限ることに限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 (1) から まで並びに、及び については、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部事業課及び各事務所の担当課。

ロ) 3 (1) 及び は、本局総務部経理調達課。

ハ) 3 (1) については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部経理調達課

に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 (1) から 並びに、及び については、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各工事事務所の担当課

ロ) 及及び は、本局総務部契約課

ハ) 及については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 (2) から は、本局総務部契約課。

ロ) 3 (2) 及び は、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課。

ハ) 3 (3) から 及び(4) から は、支出負担行為担当官(以下「本官」という。)の発注する工事については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官(以下「分任官」という。)の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ニ) 3 (3) 及び 並びに(4) 及び は、本官の発注する工事については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

ただし、3 (3) 及び (4) は、再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課において、公表するものとする。

各地方整備局(港湾空港関係事務に限ることに限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 (1) から 並びに、及び については、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部事業課及び各工事事務所の担当課。

ロ) 及及び は、本局総務部経理調達課。

ハ) 及については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部経理調達課

生した本局総務部経理調達課等。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 (2) から まで、(3) から まで及び(4) から まででは、本官の発注する工事については、本局総務部経理調達課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ただし、3 (2) (一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。)、(3) 及び(4) の再苦情処理に係るものについては、本局総務部経理調達課。

ロ) 3 (2) 及び、(3) 及び 並びに(4) 及び は、本官の発注する工事については、本局港湾事業課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

(削除)

(削除)

(削除)

7 公表の期間

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) 及び については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 (1) から まで並びに、及び については、常時公表するものとする。

3 (1) については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 (1) については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) から (4) までは、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとし

総務部経理調達課等。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 (2) から は、本局総務部経理調達課。

ロ) 3 (2) 及び は、本局港湾空港部港湾事業課

ハ) 3 (3) から 及び(4) から は、支出負担行為担当官(以下「本官」という。)の発注する工事については、本局総務部経理調達課、また分任支出負担行為担当官(以下「分任官」という。)の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ニ) 3 (3) 及び 並びに (4) 及び のうち、本官の発注する工事については、本局港湾事業課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

ただし、3 (3) 及び (4) のうち、再苦情処理に係るものについては、本局総務部経理調達課等において、公表するものとする。

7 公表の期間

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) 及び については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

から 並びに、及び については、常時公表するものとする。

については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) から (4) は、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項

た場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

３（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

３（１）から 並びに 、 及び については、常時公表するものとする。

３（１） については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

３（１） については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

３（２）から（４）までについては、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

様式１－１～２（略）

（削除）

標準様式例１～７（略）

を公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

３（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

から 並びに 、 及び については、常時公表するものとする。
については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

３（２）から（４）については、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によろうとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及び翌年度において、当該事項を公表するものとする。

様式１－１～２（略）

様式３（略）

標準様式例１～７（略）

○建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号)(抄)

改 正 案	現 行
(別紙) 1 定義 (1)～(8)(略) (9)この通達において、「入札調書等」とは、「<u>地方整備局会計事務取扱標準細則</u>」(平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。)別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」(平成6年6月22日付け港管第1368号)別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。 (10)(略) 2 (略) 3 公表の内容 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。 (1)通則的事項 ～ (略) <u>「地方整備局請負測量作業監督技術基準(案)について」</u>(昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号)、<u>「地方整備局請負測量作業検査技術基準(案)について」</u>(昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成14年9月5日付け国官技発第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」(平成14年9月5日付け国官技発第143号)、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年6月28日付け国営建第49号)及び「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平成17年2月14日付け国営整第152号) (略) 「公正入札調査委員会設置要領準則」(<u>平成15年3月10日付け国地契第92号</u>)別添2(談合情報対応マニュアル) (略) (2)指名競争に付した場合 — <u>業務の名称、業種区分及び入札予定年月日</u> — (略)	(別紙) 1 定義 (1)～(8)(略) (9)この通達において、「入札調書等」とは、「<u>地方整備局会計事務取扱細則</u>」(平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。)別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」(平成6年6月22日付け港管第1368号)別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。 (10)(略) 2 (略) 3 公表の内容 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。 (1)通則的事項 ～ (略) <u>「地方建設局請負測量作業監督技術基準(案)について」</u>(昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号)、<u>「地方建設局請負測量作業検査技術基準(案)について」</u>(昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成14年9月5日付け国官技発第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」(平成14年9月5日付け国官技発第143号)、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年6月28日付け国営建第49号)及び「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平成17年2月14日付け国営整第152号) (略) 「公正入札調査委員会設置要領準則」(<u>平成6年3月30日付け建設省厚発第124号</u>)別添2(談合情報対応マニュアル) (略) (2)指名競争に付した場合 — (略)

- __ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における次に掲げる事項（様式 2）
イ）～ハ） （略）
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__口）及び契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 3 ）プロポーザルに付した場合

- __ 業務の名称及び業種区分
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 4 ）（略）

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

- （ 1 ）通則的事項
～ （略）
「公正入札調査委員会の設置等について」（平成 15 年 3 月 28 日付け国港管第 1199 号）別添 2（談合情報対応マニュアル）
（略）

（ 2 ）指名競争に付した場合

- __ 業務の名称、業種区分及び入札予定年月日
__ （略）
__ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における次に掲げる事項（様式 2）
イ）～ハ） （略）
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__口）及び契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 3 ）プロポーザルに付した場合

- __ 業務の名称及び業種区分
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__イ）、ホ）及び

- __ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項（様式 2）
イ）～ハ） （略）
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__口）及び契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 3 ）プロポーザルに付した場合

- __ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 4 ）（略）

各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

- （ 1 ）通則的事項
～ （略）
「公正入札調査委員会設置要領準則」（平成 6 年 6 月 22 日付け港管第 1369 号）別添 2（談合情報対応マニュアル）
（略）

（ 2 ）指名競争に付した場合

- __ （略）
__ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項（様式 2）
イ）～ハ） （略）
～ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__口）及び契約変更の理由（標準様式例 4 - 2）
__ （略）

（ 3 ）プロポーザルに付した場合

- __ （略）
__ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記__イ）、ホ）及び

チ)並びに契約変更の理由(標準様式例4-2)
、 (略)

(4) (略)

4 公表の時期

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1)の から まで並びに 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 (1) のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 (1) は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 (2) は、指名通知後(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後)速やかに公表するものとする。

3 (2) 、 及び は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から まで及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 (3) は、それを定めた後(標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後)速やかに公表するものとする。

3 (3) から まで は、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

チ)並びに契約変更の理由(標準様式例4-2)
、 (略)

(4) (略)

4 公表の時期

各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1)の から 、 及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 (2) 及び は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (2) は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から 並びに は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 (3) 及び は、選定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) (略)

各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1)の から まで並びに、及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 (1) のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 (1) は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 (2) は、指名通知後(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後)速やかに公表するものとする。

3 (2)、及び は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から まで及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 (3) は、それを定めた後(標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後)速やかに公表するものとする。

3 (3) から までは、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) (略)

5 公表の方法

各地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)においては、次

(4) (略)

各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記3 (1)の から、及び は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

 のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

 は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 (2) 及び は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 (2) から 及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (2) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (2) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 (3) 及び は、選定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 (3) 及び は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 (3) は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) (略)

5 公表の方法

各地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)においては、次

に掲げる方法で公表するものとする。)

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

3 (1) 及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) から まで、及び から まで、3 (3) から まで及び から まで並びに 3 (4) から までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) (公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) 及び、3 (3) (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び 並びに 3 (4) は、「入札情報サービス(PPI)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

各地方整備局(港湾空港関係事務に限ることに限る。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

3 (1) 及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) から まで、及び から まで、3 (3) から まで及び から まで並びに 3 (4) から までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) (公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) 及び、3 (3) (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び 並びに 3 (4) は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) 、 、 及び から 並びに 3 (3) 、 、 、 及び から 並びに 3 (4) から は、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに 3 (3) 並びに 3 (4) は、「入札情報サービス(PPI)」により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

各地方整備局(港湾空港関係事務に限ることに限る。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 (1) については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

及び については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 (2) 、 、 及び から 並びに 3 (3) 、 、 、 及び から 並びに 3 (4) から は、閲覧に供する方法によるものとする。

3 (2) 及び 並びに 3 (3) 並びに 3 (4) は、「入札情報サービス(PAS)」を利用して公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

6 公表の場所

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

（1）通則的事項

イ）3（1）から まで並びに、及び は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係
ロ）、ハ）（略）

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ）3（2）から まで、3（3）から まで及び3（4）から までは、支出負担行為担当官（以下「本官」という。）の発注する業務については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する業務については各事務所の担当課又は係。ただし、3（2）、3（3）及び3（4）の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ）3（2）及び、3（3）及び並びに3（4）及び は、本官の発注する業務については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課又は係。

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

（1）通則的事項

イ）3（1）から まで並びに、及び は、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各事務所の担当課又は係
ロ）、ハ）（略）

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ）3（2）から まで、3（3）から まで及び3（4）から までは、本官の発注する業務については、本局総務部経理調達課、また、分任官の発注する業務については各事務所の契約担当課。

ロ）3（2）及び、3（3）及び並びに3（4）及び

6 公表の場所

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

（1）通則的事項

イ）3（1）から、及び は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係
ロ）、ハ）（略）

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ）3（2）から、3（3）から 及び3（4）からは、支出負担行為担当官（以下「本官」という。）の発注する業務については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する業務については各事務所の担当課又は係。ただし、3（2）、3（3）及び3（4）の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ）3（2）及び 並びに3（3）及び 並びに3（4）及びは、本官の発注する業務については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課又は係。

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

（1）通則的事項

イ）3（1）から、及び は、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各工事事務所の担当課又は係
ロ）、ハ）（略）

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ）3（2）から、3（3）から 及び3（4）からは、本官の発注する業務については、本局総務部経理調達課、また、分任官の発注する業務については各事務所の契約担当課。

ロ）3（2）及び 並びに3（3）及び 並びに3（4）及

は、本官の発注する業務については、本局港湾空港部港湾事業課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課。

7 公表の期間

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

3（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3（１）から まで並びに、及びについては、常時公表するものとする。

3（１）については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3（１）については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3（２）から（４）までは、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

3（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3（１）から まで並びに、及びについては、常時公表するものとする。

3（１）については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3（１）については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3（２）から（４）までは、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

び は、本官の発注する業務については、本局港湾空港部港湾事業課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課。

7 公表の期間

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

3（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3（１）から、及びについては、常時公表するものとする。

3（１）については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3（１）については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3（２）から（４）は、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（１）通則的事項

3（１）及びについては、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3（１）から、及びについては、常時公表するものとする。

3（１）については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3（１）については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（２）指名競争によることとした場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3（２）から（４）は、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

様式 1 - 1 ~ 4 (略)

標準様式例 1 ~ 7 - 4 (略)

様式 1 - 1 ~ 4 (略)

標準様式例 1 ~ 7 - 4 (略)

「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」

新	旧
国官会第1430号 国官地第28号 平成13年3月30日 各地方整備局長あて 国土交通省大臣官房長 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（抄） 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札の実施について」（平成6年6月22日付け港管第1385号）、<u>「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）</u>、<u>「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国港総第234号）</u>、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号）、「<u>工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国港総第239号、国港建第133号）</u>、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号）、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国港管第556号）等に基づき行われているところであるが、今般、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、上記通達によるほか、下記により行うこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。	国官会第1430号 国官地第28号 平成13年3月30日 各地方整備局長あて 国土交通省大臣官房長 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（抄） 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札の実施について」（平成6年6月22日付け港管第1385号）、<u>「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）</u>、「<u>工事における公募型指名競争入札の実施について」（平成6年9月30日付け港管第2213号）</u>、「<u>工事希望型指名競争入札方式の手続について」（平成7年3月22日付け建設省厚契発第12号、建設省技調発第46号）</u>、「<u>入札監視委員会の設置及び運営について」（平成6年3月31日付け建設省総監発第12号）</u>、「<u>入札監視委員会の設置及び運営について」（平成6年9月30日付け港管第2211号）</u>等に基づき行われているところであるが、今般、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、上記通達によるほか、下記により行うこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

第1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

1 本通達による苦情処理の対象となる工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第1の建設コンサルタント業務等並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）は原則として以下のとおりとする。

（1）一般競争入札方式によった工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事を除く。以下同じ。）

（2）工事希望型競争入札方式によった工事

（3）（略）

（4）公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によった建設コンサルタント業務等

（5）（略）

ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円を超えないものを除く。

2 政府調達に関する協定の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4の対象となる建設コンサルタント業務等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第2 一次苦情申立て

1 理由の通知

地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、一般競争入札方式（政府調達に関する協定の適用対象工事に係る

記

第1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

1 本通達による苦情処理の対象となる工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第1の建設コンサルタント業務等並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）は原則として以下のとおりとする。

（1）公募型指名競争入札方式によった工事

（2）工事希望型指名競争入札方式によった工事

（3）（略）

（4）上記（1）及び（2）並びに公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によった工事又は建設コンサルタント業務等

（5）（略）

ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円を超えないものを除く。

2 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4の対象となる建設コンサルタント業務等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第2 一次苦情申立て

1 非指名理由等の通知

地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式におい

ものを除く。以下同じ。)において、競争参加資格の確認申請を行った者のうち当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知するものとする。

また、工事希望型競争入札方式において、技術資料を提出した者のうち当該工事について競争参加を認めなかった者に対して、競争参加を認めなかった旨及び競争参加を認めなかった理由を書面により通知するものとする。

さらに、標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該建設コンサルタント業務等について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 一般競争入札方式

イ 競争参加資格の確認申請を行った者のうち、地方整備局長等により競争参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

□ (略)

(2) 工事希望型競争入札方式

イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による競争参加を認めなかった理由の通知を受理した者で、当該競争参加を認めなかった理由に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して競争参加を認めなかった理由についての説明を求めることができる。

□ (略)

ハ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(3) (略)

(4) 通常指名競争入札方式

当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、地方整備局長等に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

(5) (略)

て、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。

また、標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該建設コンサルタント業務等について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 公募型指名競争入札方式

イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

□ (略)

(2) 工事希望型指名競争入札方式

イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

□ (略)

(3) (略)

(4) 通常指名競争入札方式

当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(5) (略)

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。（様式自由）ただし、記第2のうち2（1）イ及びロ、2（2）イ及びハ並びに2（3）に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入札システムにより、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。

（1）記第2のうち2（1）イに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が競争参加資格がないと認めた理由の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

（2）記第2のうち2（2）イに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が競争参加を認めなかった理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。また、記第2のうち2（2）ロ及び2（4）に掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が工事又は業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

（3）記第2のうち2（3）イに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。また、記第2のうち2（3）ロに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

（4）記第2のうち2（1）ロ及び2（2）ハに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

（5）記第2のうち2（5）に掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、地方整備局長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（記第2のうち2（1）イ及びロに掲げる苦情にあつては、原則として電子入札

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。（様式自由）

（1）記第2のうち2（1）イ、2（2）イ及びロ、並びに2（4）に掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

（2）記第2のうち2（3）イに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が特定業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。また、記第2のうち2（3）ロに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が選定業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

（3）記第2のうち2（1）ロに掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内。

（4）記第2のうち2（5）に掲げる苦情にあつては、地方整備局長等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、地方整備局長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

システム。以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、記第2のうち2(3)イに掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。

また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 (略)

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

(1) 一般競争入札方式、工事希望型競争入札方式又は標準プロポーザル方式にあつては、入札説明書、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書(以下「入札説明書等」という。)に、記第2のうち2(1)イ、2(2)イ及び2(3)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

(2) 一般競争入札方式及び工事希望型競争入札方式であつて、総合評価落札方式を実施する場合は、入札説明書等に、記第2のうち2(1)ロ及び2(2)ハに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

(3) 工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあつては、記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ及び2(4)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

(4) (略)

7 苦情処理手続に係る明示

記第2のうち1から4までに係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本通達により対象となる工事に限るものとする。

(1) 記第2のうち2(1)イ及びロ、2(2)イ及びハ並びに2(3)イに係る手続については、入札説明書等に記載すること。

(2) (略)

8 苦情処理結果の公表

地方整備局長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面(電子入札システムにより提出されたものを含む。)及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

ただし、記第2のうち2(3)イに掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。

また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 (略)

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

(1) 公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式又は標準プロポーザル方式にあつては、技術資料作成要領、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書(以下「技術資料作成要領等」という。)に、記第2のうち2(1)イ、2(2)イ及び2(3)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

(2) 公募型指名競争入札方式であつて、総合評価落札方式を実施する場合は、技術資料作成要領等に、記第2のうち2(1)ロに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

(3) 工事希望型指名競争入札方式、標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあつては、記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ及び2(4)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

(4) (略)

7 苦情処理手続に係る明示

記第2のうち1から4に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本通達により対象となる工事に限るものとする。

(1) 記第2のうち2(1)、2(2)イ及び2(3)イに係る手続については、技術資料作成要領等に記載すること。

(2) (略)

8 苦情処理結果の公表

地方整備局長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

1、2 (略)

3 再苦情申立てへの回答

地方整備局長等は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い地方整備局長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

地方整備局長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

5～7 (略)

第3 再苦情申立て

1、2 (略)

3 再苦情申立てへの回答

地方整備局長等は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは各委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い地方整備局長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

地方整備局長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

5～7 (略)

(下線部分が改正部分)